

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社D本部）における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、C社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社及びその関連会社に継続して勤務し（A社B支店からC社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が「昭和56年2月16日に転勤辞令を受け、引継ぎ等を行った後、同年4月1日に転勤先に異動した。」としていること、及び申立人の戸籍附票により、昭和56年4月1日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年2月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。